弁護士日記

国家賠償裁判の意義勝訴

美和　勇夫

「裁判官の過失」を訴えた国家賠償裁判は、勝訴となった。

これまで、他の公務員(役所、医者、学校の先生、検察官……)に関する勝訴はあったが、「裁判官の過失」を認めたものは全国初で、毎日新聞は、全国版社会面トップ(七段ぬき)で報道した。

国側には、三人の裁判官が代理人(弁護士役)についた。

〈国側の主な巧妙な主張〉

① 弁護士が差し入れようとした文書は、美和弁護士ではなく「第三者が作った文書」だと思ったから、差し入れを認めなかった。

② 差し入れを申し込まれていた時間には、既に被疑者は、多治見の裁判所から中津川警察に向かっていて、そもそも、裁判所での差し入れは不可能なことであったから、「訴の利益」がない。

③ 弁護士と対処応答していたのは、すべて書記官であり裁判官は、直接しゃべってはいない。

④「数回」に渡って抗議を受けたことはない。

⑤ 裁判官は「違法、不当な目的」をもって処分をしたわけではないから最高裁の判例によれば、なんら違法ではない。

〈反論〉

① 差し入れの「取調を受けるにあたっての文書」は、逮捕された者の心得を書いた私のオリジナル文書で八頁にもわたっており、素人が書いた手紙や文書でないことは、見ればすぐわかるはずである。

② 被疑者が裁判所で私との面会をする前としたあと、四回に渡って「渡してほしい」と申し入れている。

③ 裁判官が直接「異議があるならしかるべき手続きをとってほしい」と扉置ったから訴えたのである。

○　○　○

なんせ裁くのは、名地裁とは言え、身内(国)の裁判官である。

「書記官や裁判官の主張は信用しうる」「裁判官は良心に従って処分行為をしている」と認定されてしまえばそれまで(敗訴)である。

国を訴える国家賠償の裁判というのは、上(高裁、最高裁)へ行くほど、結論は「国寄り」になる。

こちらの十重二十重(とえはたえ)の主張、攻撃があったとはいえ、五年も審理をしたあげく、名地裁一審の裁判官(三名)は、いさぎよく国を敗訴させるという初の判断によくふみ切ったものである。

○　○　○

余談ではあるが、この提訴の頃、多治見の裁判所では、当時の支部長、裁判官(現在転勤)が、「開業医個人が弁護士をつけずに訴を起こした事件」について、公開法廷で「なんだ。年寄りのヒマつぶし裁判か!」と暴言をはいたことがあった。

こんな発言が許されてよいはずがなく、慰謝料を求める「国家賠償裁判」を依頼されたが、「同じ裁判所で二人も訴えていたのでは裁判所がつぶれてしまうわな」と断ったいきさつがある。

○　○　○

裁判官は、判決を下すエライ人である。

そういう人にさからったら、(みこを悪くし)判決に、はねかえってくるのではないか?

弁護士は一般にカゲで悪口はいうが、だれも直接裁判官に文句はいわない。

まして、裁判官を訴えるようなことは、金にもならんし、エネルギーはいるし……ということになるのである。

このとき、差し入れようとした「取調を受けるにあたっての文書」は、おってこの紙面で紹介します。尚、この弁護士日記も適当にまとめて、発刊したいと思っております。

(筆者は多治見市上野町在住)